

甲府地区広域行政事務組合
国母公園夜間照明施設等
L E D 化整備事業仕様書

甲府地区広域行政事務組合事務局
令和 8 年 9 月

1 事業名

甲府地区広域行政事務組合同母公園夜間照明施設等ＬＥＤ化整備事業

2 事業目的

本事業は、甲府地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）で管理する国母公園の夜間照明施設、管理棟及び敷地内照明（以下「夜間照明施設等」という。）のＬＥＤ化等を行うにあたり、経費の平準化や削減を図ることを目的にリース方式による整備を行うものである。

3 事業内容

- （１）夜間照明施設等ＬＥＤ化整備事業計画の策定
- （２）ＬＥＤ照明器具等及びＬＥＤ防犯灯の新增設・改修工事（引込操作盤改修含む。）
- （３）新增設・改修工事をしたＬＥＤ照明器具等及びＬＥＤ防犯灯のリース
- （４）夜間照明施設等の維持管理

4 事業対象施設

甲府地区広域行政事務組合同母公園（昭和町紙漉阿原1017）

- （１）国母公園夜間照明施設
- （２）管理棟及び敷地内照明

5 本事業に係る業務範囲

- （１）夜間照明施設等ＬＥＤ化整備事業計画の策定
計画策定にあたり、夜間照明施設については、ソフトボール、テニスに対応可能（一部を除く。）な施設に整備することとし、本事業の目的及び次のアからウまでを含めた全体計画とすること。

ア ＬＥＤ化等改修計画の策定

工事の施工体制、施工時の安全管理、撤去した投光器等の廃棄処分方法、工事予定時期、施工図、使用材料承諾書、施工予定業者、その他必要事項を記載すること。

イ 使用材料の選定

投光器及び設置に必要な付属品等の要件として、本事業に使用するＬＥＤ照明器具は、国内メーカー製の白色系ＬＥＤとし、構造、基準照度、管理標識等については、【別紙１】「構造等の要件」に基づくこと。

なお、現地調査が必要な場合は、次の点に留意すること。

- （ア）自然光で目視による確認が出来る時間帯に行うこと。
- （イ）顔写真入りの社員証等を佩用すること。
- （ウ）現地確認を行う際の安全対策については、万全を期すこと。

ウ 事業効果資料の提出

ＬＥＤ照明器具への改修等により得られる事業効果を記載すること。

(ア) 改修等前後の電力使用量の比較

電力使用量の比較にあたり、必要な情報は事前に申し出ること。

(2) 夜間照明施設整備工事の実施

ア 国土交通省大臣官房庁営繕部の「公共建築工事標準基準表（電気設備工事編・最新版）」、「公共建築改修工事標準基準表（電気設備工事編・最新版）」、「公共建築設備工事標準基準図（電気設備工事編・最新版）」及び「電気設備工事監理指針（最新版）」に基づき、工事を行うこと。また、次のことを踏まえた新增設・改修工事とすること。

(ア) L E D投光器及びL E D防犯灯は、【別紙1】「構造等の要件」に示す機能を有すること。

(イ) 照明柱、ハンドホール、地中埋設配管、引込操作盤基礎は、原則として再利用し、引込操作盤、照明柱上の接続箱、照明取付架台、取替に必要とされる金物類は、すべて取替を行うこと。また、既存ハンドホール蓋の開閉に支障があるは、取替を行うこと。

(ウ) L E D防犯灯の新增設・改修を行うこと。

(エ) 電撃殺虫器を撤去すること。

(オ) グラウンドの砂が特殊砂の場合は、プラスチック板での養生が必要となる。ただし、一般的なグラウンドの砂または土の場合は必要に応じての養生となる。(テニスコート内から作業車を利用する場合は、養生が必要になる。)

(カ) 引込操作盤は、増設分がある場合はそれを考慮し、新規製作すること。

(キ) 増設に必要なハンドホール及び配管等は、リースとすること。

(ク) 全施設の工事が完了するまでに、工事が完了した施設については、リース開始前であっても事前に組合の確認を受けたうえで、無償で利用させること。

(ケ) 使用材料は、事前に使用材料承諾書（任意用紙）を提出し、組合の承諾を得ること。

(コ) 施工に関する打合せ、協議事項については、打合せ簿を作成し記録を残すこと。

(サ) 工事写真を施設毎に撮影すること。

(シ) 電気設備工事に必要な試験を行い、試験成績書を作成すること。

(ス) 施設の竣工図・施工図・機器完成図を作成すること。

イ 下請けにおいても甲府市、中央市及び昭和町のいずれかの市町の電気工事事業者を活用すること。

ウ 工事着工前までに、電気工事事業者等が、関係法令及び組合と事業者が締結した契約書・約款等に記載された内容を遵守するよう周知、徹底を図ること。

エ 工事を行う電気工事事業者等には、甲府地区広域行政事務組合同母公園夜

- 間照明施設等LED化整備事業の施工業者である旨を工事車両等に表示させること。なお、案内板の大きさは、A3サイズ以上とすること。
- オ 工事期間、施工業者等を記載した通知文を改修工事開始3週間前までに、組合及び公園管理事務所に送付すること。
- カ 工事期間における安全対策については、万全を期すこと。また、現場周辺の状況等により、所轄警察署と事前協議を行う必要がある場合は、関係法令等に基づき適正な安全管理を実施すること。
- キ 工事期間中に発生した事故については、事業者の責任及び費用負担において対応するとともに、速やかに書面により組合に報告すること。
- ク 隣接地及び道路等に損傷を与えることのないように十分注意すること。また、万一損傷した場合は、事業者の責任及び費用負担において、補修または復旧を行うとともに、速やかに書面により組合に報告すること。
- ケ 撤去された既設改修物品等の廃棄処分については、関係法令に基づき適切に実施すること。また、廃棄処分、リサイクルの結果については、危険物処理受入伝票（マニフェスト）の写しを組合に提出すること。
- コ 工事は、リース開始日前までに全て完了し、組合が指定する者の検査を受けること。なお、検査に合格しなかった場合は、交換または補修をすること。
- サ 工事完了からリース開始日までに発生した不具合等については、事業者の責任及び費用負担において交換または補修をすること。
- シ 照明の角度調整や光公害対策については、組合からの指示に基づき随時行うこと。
- ス 使用材料搬入検査
- (ア) 施設毎施工前に材料搬入検査を受けること。（立会いまたは写真報告）
 - (イ) 照明器具及び付属品、取付金物・架台、電線・ケーブル、引込操作盤等を使用材料承諾図と型番、数量を照合すること。
 - (ウ) 傷、歪みなどないか確認すること。
 - (エ) 製造年月が古くないか確認すること。
 - (オ) その他必要とされること。
- セ 照度測定
- (ア) 工事完了後は施設毎にグラウンドの照度測定を行い、照度分布図を組合に提出すること。なお、照度測定方法は鉛直面照度とし、測定器は計量法に定める検定に合格した特定計量器を使用すること。（夜間）（立会いまたは写真報告）
 - (イ) 設計照度分布と比較し、設計、仕様の基準値と誤差があるときは、再調整を行うこと。
- ソ 完成検査
- (ア) 施設毎工事完了後に完成検査を受けること。（立会いまたは写真報告）
 - (イ) 投光器点灯試験を実施すること。
 - (ウ) 引込操作盤表示及び各回路絶縁抵抗値を確認すること。（名称、定格、

製造者、製造年月)

- (エ) 接地抵抗値及び接続確認すること。(D種100Ω以下、引込操作盤、各ポール)
- (オ) 完成図と照合すること。(投光器数量、配置)
- (カ) ハンドホール、引込操作盤内仕上げを確認すること。(行き先表示、回路名表示、ケーブルサイズ表示)
- (キ) 防犯灯自動点滅動作、数量、配置を確認すること。
- (ク) 完成書類審査
- (ケ) その他必要とされること。

タ 完成書類

施設毎工事完了後に次の完成書類を提出し、完成検査時に審査を受けること。

- (ア) 廃棄物処理受入伝票の写し(マニフェスト)
- (イ) 施工計画書
- (ウ) 実施工程表
- (エ) 使用材料承諾書
- (オ) 打合せ記録簿
- (カ) 工事写真(データ共)
- (キ) 試験成績書(照度、絶縁抵抗、接地抵抗、引込操作盤工場検査)
- (ク) 竣工図・施工図・機器完成図(データ、紙ベース共)

(3) 夜間照明施設の維持管理

- ア 維持管理計画を策定し、計画に基づき維持管理を行うこと。
- イ 維持管理の取組体制や不点灯時の連絡体制、緊急時における対応方法について記載すること。
- ウ 加入する保険の名称及び補償内容を記載すること。
- エ 年2回以上の定期点検を行うこと。
- オ 投光器の設置後からリース期間満了までの間、LED照明器具が正常な状態で使用でき、照度も確保される維持管理を行うこと。なお、緊急修理、不点灯時の対応は事業者の負担とする。
- カ 災害等が発生したことによりLED照明器具に不具合が生じた場合、事業者の責任及び費用負担において、緊急点検を実施し、必要に応じて調整・交換・補修を行うこと。
- キ 甲府市、中央市及び昭和町のいずれかの市町の電気工事事業者を活用すること。
- ク リース期間開始前までに、維持管理を行う電気工事事業者が、関係法令及び組合と事業者が締結した契約書・約款等に記載された内容を遵守するよう周知、徹底を図ること。
- ケ 維持管理を行う電気工事事業者には、事業の維持管理業者である旨の案内

板を工事車両等に表示させること。なお、案内板の大きさは、A3サイズ以上とする。

- コ LED照明器具等と設置に必要な付属品一式が起因し、第三者に損害を及ぼしたときは、事業者の責任及び費用負担において、その損害を賠償すること。また、速やかに組合に書面で報告すること。
- サ LED照明器具の不点灯を発見した場合または組合からその旨の連絡を受けた時点から24時間以内にその状況を確認し、対応策を報告すること。確認の結果、投光器の交換または補修等の措置が必要になった場合は、迅速に対応すること。また、緊急時の連絡先を分かりやすく各施設に表示すること。
- シ 定期点検の結果を実施月の翌月7日までに、書面により組合に報告すること。
- ス LED照明器具の維持管理を行う電気工事事業者に変更があった場合は、本事業の参加資格要件を満たす企業を遅滞なく書面により組合に報告し許可を受けること。
- セ 事業者は、定期点検実施月の翌月末までに定期点検報告書を組合に提出すること。
- ソ 事業者は組合から照度など性能の確認を求められたときは、現地においてその性能を確認し、性能確認の報告書を提出すること。
- タ 照度が保てるよう樹木の剪定等を行うこと。
- チ 本事業の契約期間内に、地元住民や第三者から苦情があった場合は、適切な対応を行うこと。

(4) 管理棟及び敷地内照明

室名	設計照度 E [lx]
玄関ホール・事務室会議室	750
会議室	500
トイレ・更衣室	200
廊下・倉庫	100

※表に記載の現場調査、回路調査改修作業着手前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において問題等を発見した場合には、速やかに組合に報告し、協議すること。

ア LED仕様

(ア) 使用するすべての照明器具はJIL5004「公共施設用照明器具」(以下、「公共施設用照明器具」という。)を使用すること。ただし、公共施

設用照明器具の設定のない器種を選定する場合は、公共施設用照明器具の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のすべてに登録対応器具をもつメーカーの製品とすること。なお、設置するLED照明器具等は、複数メーカーの製品を設置することも可とする。

(イ) LED照明器具及び付属部品は新品であること。LED照明器具は、原則ランプのみの交換ではなく器具ごと交換とすること。

(ウ) 交換する器具は原則既存器具と同形状、同構造のものとすること。

ただし、パイプ吊の器具に関しては、構造上（梁や室内機、その他の器具との干渉）、支障が無ければ、直付型とすること。また、設置の際に、天井に隙間等が生じないよう処置し、既設照明器具の取付跡が見えないよう配慮すること。

(エ) 器具メーカーは下記を満足する者とする。

- ・一般社団法人日本照明工業会に加盟する国内メーカー
- ・LED照明器具の製造・販売の実績が5年以上。
- ・LED化リース事業において、類似事業の実績があること。
- ・契約後、速やかに導入可能な生産供給能力を有すること。

(オ) ISO9001、ISO14001の認証取得工場で製造していること。

(カ) 電気用品安全法（PSE）に適合していること。

(キ) 本事業に関連するJIS（日本産業規格）、JIL・JEL・JLMA（日本照明工業会）、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの、または、は同等以上のものであること。

(ク) LED化による照明機器からの雑音ほか、映像・音響機器への影響を与えない対策を施すこと。

(ケ) LED一体化ベースライトについては、ライトユニットが取り外し可能なものとすること。

(コ) 既設照明器具が設置された現場状況に応じて、適切に付属品（ガード、センサー等）を設置すること。

(サ) 光源（LED）の寿命は40,000時間以上の製品とすること。

(シ) 外部及び水回りを要する室（休憩室、便所、倉庫を除く）に設置する照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。

- (ス) 既設照明器具が設置された現場状況に応じて、適切に付属品（ガード、センサー等）を設置すること。
- (セ) 色温度及び平均演色評価数（R a）は、原則、既存の照明器具と同等とすること。ただし、既存の色温度が電球色の場合は昼白色にすること。
- (ソ) 既設照明に付属機器及び自動点灯機能等がある場合は、交換するLED器具も同様に付属機器及び自動点灯機能等を備えること。
- (タ) 既存照明器具が埋込型の場合は、既存開口に一致する器具を基本とするが、適合しない場合はリニューアルプレートを使用すること。

イ 施工仕様

- (ア) 改修作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (イ) 改修作業において発生する作業、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (ウ) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に組合と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- (エ) 改修作業にあたり、公園運営への影響が最小限となるよう配慮するとともに、施設利用者等の安全に配慮した管理とすること。
- (オ) 搬出入経路については、施設管理運営上の支障がないように配慮し、組合の承諾を得ること。
- (カ) 原則、設置の際に天井資材を必要以上に破損しないこと。天井改修や開口を設ける必要がある場合は、関係法令に基づき必要な手続きを行ったうえ適切な方法で作業を行うこと。その費用等は事業者が負担すること。
- (キ) 改修作業で使用する足場等は事業者の負担で準備すること。設置に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、組合と協議のうえ、原則事業者がこれを行うこと。
- (ク) 改修作業中は、粉塵の飛散に十分留意し、適切な養生を行い、作業終了後は床掃除を行うこと。
- (ケ) 電線や吊りボルトなど既存流用部分が劣化しており、十分耐えうるものではない場合は、組合と協議のうえ、交換、補強又は落下防止器具を取り付けるなど、安全性を確保すること。

- (コ) 照明器具の設置においては、既設躯体及び天井側が落下防止対応可能な構造であれば適切に落下防止措置を講じること。
- (サ) 改修作業前後に照明回路の絶縁抵抗測定を行うこと。
- (シ) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等については、関連法令を遵守し、事業者で処分するものとし、産業廃棄物処理管理票を提出すること。
また、既存の安定器にP C Bは含まれていない。
- (ス) 改修作業中に他の工事等が重なった場合は、各事業者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- (セ) 本仕様書にない事項について、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版及び「公共施設設備工事標準図（電気設備工事編）」最新版に準拠すること。
- (ソ) 事故等が発生した場合は、マニュアルに従い、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講ずることともに、組合へ通報すること。

ウ 保守点検事務

- (ア) L E D照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、L E D照明器具が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。なお、緊急修理、不点灯時の対応は事業者の負担とする。
- (イ) 事業者はL E D照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、器具に不具合が発生した場合は、速やかに交換等の措置を行うこと。
- (ウ) 設置後から期間終了までの間に組合がL E D照明器具の設置箇所等の変更をするときは、事業者の承諾を得たうえで、組合負担により物品の取り外し、設置及び調整をする。
- (エ) 前項（ウ）にあたり、L E D照明器具の取り外し、設置及び調整に必要な情報を組合に提供すること。
- (オ) 設置箇所を変更したL E D照明器具についても、賃貸借期間終了まで維持管理の対象とすること。

(5) L E D照明器具等のリース

ア リースの概要

新增設・改修工事及び維持管理等を含めた、L E D照明器具の投光器と設

置に必要な付属品一式を含むリース契約とする。

イ リース期間

リース期間は、令和9年8月1日から令和21年7月31日までの12年間とする。

ウ リース料金

(ア) リース料金は、令和9年8月分から毎月支払うものとする。

(イ) リース料金は、当該月分を翌月に支払うものとする。

エ リース料金に含まれる費用

(ア) 機器費

(イ) 新增設・改修工事費

(ウ) 維持管理費

(エ) 保守点検費

(オ) 諸経費

6 納品物について

納品物については、立会い検査資料を含む次のとおりとし、リース開始日前に組合に納めること。

- (1) 夜間照明施設等LED化整備事業計画
- (2) 設計照度分布図(5m×5m)
- (3) 夜間照明施設管理台帳
- (4) 完成書類
- (5) 維持管理計画書
- (6) 上記(1)から(5)の電子データ(DVD-R)2部

7 リース期間満了後の取扱いについて

リース期間満了後のLED照明器具の投光器及び設置に必要な付属品等一式、維持管理計画を使用する権利等は、組合に無償譲渡すること。

また、リース期間満了3か月前までに物品検査を組合と行い、本事業の要件を満たさない場合は、交換等の対応を行うこと。

8 その他

- (1) 広組合に報告する際の様式

本仕様書において書面により組合に報告する際の様式は任意とし、用紙サイズはA4とする。

- (2) 個人情報の保護

事業者は、個人情報保護にあたり、【別紙2】「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(3) 補則

この仕様書に定めのない事項については、事業者の提案によるものとする。

【別紙 1】

構造等の要件

1 構造

(1) 器具構造一般

- ア 器具は、堅牢で防水性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、機械的、電氣的及び光学的にその照明機能を保持できるものとする。
- イ 器具は、筐体、LEDモジュール、電源装置、照明カバーなどで一体構成または電源装置のみは別置可とする。
- ウ 器具は、通常の使用状態において予想される振動衝撃によって光源の接触不良、脱落並びに器具各部のゆるみ及び破損を生じない構造とする。
- エ 容易に器具が脱落しないよう取付アームにネジ取付部2箇所を設けるものとし、照射する対象の状況に応じて角度調整ができるものとする。
- オ 照明カバーは交換可能な取付方法で固定する。
- カ 点灯状態における温度上昇で、器具及びLEDユニットに有害な障害を起こさないものとする。
- キ 口出し線の長さは1.5m以上とする。
- ク 投光器内には、塵埃が侵入しにくいものとする。(IP65)
- ケ 耐風速60m/secとする。

(2) 器具材料及び部品

- ア 本体は、アルミ製もしくはアルミダイキャスト製とし、有害な「す」「割れ」等がないものとする。また、取付アーム部分は、鋼材（溶融亜鉛めっき仕上げ等）とする。
- イ 照明カバーは、強化ガラス製等とする。
- ウ 本体の塗装は、ポリエステル粉体塗装または同等品とする。なお仕上げ色は、グレーまたは同等品とする。
- エ 落下防止ワイヤー付とする。

(3) LEDモジュール材料及び部品

- ア LEDモジュールは放熱性を具備した構造とする。
- イ LEDパッケージは屋外耐候性のものとし、国内製のものとする。

2 性能

(1) 電気特性

照明器具を周囲温度 $25^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ とし、入力端子間に定格電圧を加え、JIS C 110（指示電気計器）に規定する0.5級以上の確度をもつ（デジタル）測定器を用いて諸特性を測定する。各電気特性は承諾図面によるものとする。

(2) 絶縁抵抗

試験は冷間で行い、照明器具の入力端子を一括したものと、人が触れるおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗値をJIS C 1302「絶縁抵抗計（電池式）」に規定する500V絶縁抵抗計で測定し、 $100\text{M}\Omega$ 以上を確保するものとする。

(3) 耐電圧

絶縁抵抗試験の直後に行い、照明器具の入力端子を一括したものと本体との間に印加電圧1500Vの試験電圧を1分間加え、これに耐えるものとする。

3 防水性能

器具は、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（I Pコード）」に規定するI P 6 5と同等以上の性能を有する防雨形とする。

4 熱特性

- (1) 耐熱衝撃は、(2)の方法により試験したとき、前面カバーに亀裂・変形または破損がないものとする。
- (2) 耐熱衝撃試験は、照明器具を通常の使用状態に近い姿勢に設置し、供試用モジュールを用いて無風状態で点灯し、各部の温度がほぼ一定になったとき、周囲温度より10℃低い水を前面カバーに雨状に注水し試験する。なお、注水する水の最低温度は4℃とする。

5 設計寿命

(1) 電源の設計寿命

電源の設計寿命は、寿命に最も影響する要素である「温度」により規定するものとする。器具を通常の使用状態とし、電源電圧を定格電圧の±10%範囲内で熱的に最も厳しい電圧にて点灯し、照明器具の最大動作周囲温度35℃が連続して続いた状態を想定して、電解コンデンサが40,000時間以上の期待寿命を有するものとする。

(2) L E Dモジュールの設計寿命

L E Dモジュールの設計寿命は、寿命に最も影響する要素である「温度」により規定するものとする。器具を通常の使用状態にて点灯し、照明器具の最大動作周囲温度35℃が連続して続いた状態を想定して、L E Dが40,000時間以上の期待寿命を有するものとする。※L E Dモジュールの寿命とは、初期光束に対して70%になるまでの総点灯時間とする。（光束維持率70%以上）

6 静電気

JIS C 61000-4-2「電磁両立性-第4部：試験及び測定技術第2節：静電気放電イミュニティ試験」に規定するレベル4に耐えること。

接触±8kV、気中±15kV 印加時に故障・誤動作などなきものとする。

7 高調波

JIS C 61000-3-2「電磁両立性-第3-2部：限度値-高調波電流発生限度値（1相当りの入力電流が20A以下の機器）」に規定するクラスCの各高調波次数の限度値位以内であること。

8 雑音端子電圧

電気用品安全法に規定する周波数範囲526.5kHz～5MHzの範囲で56db以下、5MHz～30MHzで60db以下であること。

9 雑音電力

電気用品安全法に規定する周波数範囲、30MHz～300MHzで55db以下であること。

10 光学性能

配光測定は、JIS C 8105-3附属書（参考）「照明器具の配光方法」に規定する配光測定装置にて共試品を測定するものとし、各グラウンドの平均照度とすること。

11 基準照度

基準とする照度は、グラウンド内の平均照度を140lx以上（初期値は200lx以上）とし、ソフトボールにて使用する場合の内野（ホームベース付近を中心する）付近を350lx以上（初期値は500lx以上）とする。

最低照度はJIS照度基準を満たすこと。

（単位：lx）

使用範囲（競技別）	点灯初期値	維持照度値 （×0.7）	均斉度
グラウンド全体	200 以上	140 以上	—
ソフトボール（内野）	500 以上	350 以上	—
ソフトボール（外野）	200 以上	140 以上	0.25 以上
テニスコート	500 以上	350 以上	—

- ・照度を検証する際のグラウンドの平面データについては、各グラウンドを調査のうえ検証すること。

12 管理標識の作成

- （1）リース期間満了時まで文字の確認ができ、色落ち及び変色しないものであること。
- （2）管理標識は金属製プレートで、角を丸くする。
- （3）記載する文字は、上段に「LED整備事業」、下段についてリース物品である文字や数字で標記する。
- （4）字はエンボス加工し、字体はMSゴシックを基本の字体とする。
- （5）管理標識の色は、黄色で文字の色は黒とし、大きさは、縦20cm程度、横15cm程度とする。
- （6）管理標識は、利用者の使用を妨げないよう、取付けバンド等を用いて支柱や制御盤へ設置する。

13 LED照明器具（投光器）の仕様

- （1）適用規格

日本産業規格

JIS C 8105-1 「照明器具-第1部：安全性要求事項通則」

JIS C 8105-2-5 「照明器具-第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項」
 JIS C 8105-3 「照明器具-第 3 部：性能要求事項通則」
 JIS C 8152 「照明用白色発光ダイオード（L E D）の測光方法」
 JIS C 8153 「L E D モジュール用制御装置－性能要求事項」
 JIS C 8154 「一般照明用 L E D モジュール－安全仕様」
 JIS C 8155 「一般照明用 L E D モジュール－性能要求事項」
 JIS C 8147-2-13 「ランプ制御装置－第 2-13 部：直流または交流電源用
 L E D モジュール用制御装置の個別要求事項」

(2) 日本照明器具工業会

JIL5006 「白色 L E D 照明器具性能要求事項」

(3) 電気用品安全法 別表第四と別表第八

(4) 種 類

ア L E D 照明の種類は、下図の通りとする。

消費電力（4 万時間平均）	600W 以下
周波数	50/60Hz 兼用
定格光束	44,000lm 以上
色温度	5,000K 程度
寿命	40,000 時間以上
器具重量	25.0kg 以下

※上記値は 200V 時とする

イ L E D 防犯灯の種類は、下図の通りとする。

電圧	100V
電灯料金区分	20VA
光色	昼白色
寿命	60,000 時間以上
自動点滅器内臓	有
落下防止ワイヤー	有

14 電線ケーブルの仕様

エコ電線及びエコケーブルを使用すること。

【別紙2】

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 供給者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいい、特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 供給者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 供給者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと及びその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 供給者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 供給者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 供給者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 供給者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(作業場所の指定)

第6 供給者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を処理するときは、発注者の指定する場所において行わなければならない。

(複写、複製及び持ち出しの禁止)

第7 供給者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又は発注者が指定する作業場所等から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第8 供給者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第9 供給者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自ら収集し、

若しくは作成した個人情報記録された資料等は業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第10 供給者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(実地調査)

第11 発注者は、供給者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第12 発注者は、供給者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、供給者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13 発注者は、供給者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。